

平成 29 年 10 月 27 日

【照会先】

(公社) 日本保安用品協会

部長 小林 長生

次長 森谷 正彦

電話 03-5804-3125

(公社) 日本保安用品協会が「一般利用者向け高視認性安全服規格」を制定

— 型式認定・推奨事業を開始 —

この度、公益社団法人日本保安用品協会におきましては、中低リスクレベル用の「一般利用者向け高視認性安全服規格」を制定し、平成 29 年 11 月 1 日より発行するとともに、型式認定・推奨事業を開始いたします。

当協会では、ISO 20471 をベースとした「JIS T8127 高視認性安全服」の原案を作成し、同 JIS は平成 27 年 10 月に発行されましたが、「JIS T8127 高視認性安全服」に規定されている性能要求は、高リスクレベル（高速道路、一般道路、駐車場などで作業を行う作業者）の作業者が着用する高視認性安全服が対象であり、高リスクレベル以外の環境下の一般歩行者、児童、高齢者、ジョガー、二輪・自動二輪乗車者等については、対象としておりません。

しかしながら、現在の社会情勢を見ますと、高リスクレベル以外の環境下の一般歩行者、作業者、児童、高齢者、ジョガー、二輪・自動二輪乗車者等が交通事故等の災害に見舞われるケースが連日のように報道されています。

これら的一般利用者を交通事故から守るためには、中低リスクレベル用の一般利用者向け高視認性安全服を広く普及させることが重要であるとの認識のもとに、一般利用者を対象とした高視認性安全服の性能基準を早急に確立するため、平成 28 年 9 月、一般社団法人日本防護服協議会と合同で委員会を立ち上げ、中低リスクレベル用の「一般利用者向け高視認性安全服規格」の原案作成を行ってきました。

その後、平成 29 年 10 月 3 日に公益社団法人日本保安用品協会理事会の承認を得て、「一般利用者向け高視認性安全服規格：2017」（規格番号 JSAA2001）<別添参考>が完成し、平成 29 年 11 月 1 日に制定・発行するとともに、型式認定・推奨事業を開始することになりました。

なお、どの製品が規格に適合した製品であるかについて一般の利用者に分かりやすくするため、型式認定に合格した一般利用者向け高視認性安全服の製品には、図1の認定表示及び認定番号を、製品本体及び／又は包装に取り付けることとします。また、型式の区分（レベルB又はレベルC）に応じて、図2の型式認定合格証明票（型式認定品タグ）を製品に取り付けることとします。



図1－認定表示及び認定番号

図2－型式認定合格証明票（型式認定品タグ）

当協会におきましては、一般利用者が交通事故等の災害に遭うことのないよう、中低リスクレベル用の「一般利用者向け高視認性安全服規格」を制定し、必要な性能基準を満たした高視認性安全服の型式認定・推奨事業を積極的に推進することにより、一般利用者向け高視認性安全服の普及・促進を図り、我が国の公益に大きく寄与したいと考えております。